

日本書道文化協会 規約

令和7年4月1日現在

(名称)

第1条 この会は、日本書道文化協会と称する。

(事務所)

第2条 この会はその事務所を東京都港区に置く。

(目的)

第3条 この会は、書道の伝統的な書法を受け継ぎ、未来へとつないでいくために、その書道の技の保存と向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 書道の伝統的な書法の保存に関する事
- (2) 書道文化振興のための展覧会、講習会、研究会等の開催
- (3) 書道文化の後継者育成に関する事
- (4) 書道文化の国際的な交流と広報
- (5) 機関誌及び書道文化に関する出版物の発行
- (6) その他この会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は日本全国及び国外で行う。

(会員の種別)

第5条 この会の会員は、正会員及び賛助会員とする。

(会員の資格等)

第6条 正会員は、別に定める日本書道文化協会規約細則の会員資格要件を満たし、役員会において選任された者とする。

- 2 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した個人又は団体とし、役員会において承認された者とする。
- 3 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。
- 4 会員がこの会の名誉を著しく棄損し、又は規約に違反したときは、総会において除名することができる。
- 5 前2項の場合のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 次項の支払義務を2年以上履行しなかったとき（特段の事情がある場合を除く）。
- (2) 当該会員が死亡したとき。
- 6 この会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、年会費として、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

（役員）

第7条 この会に役員として、理事及び監事を置く。

- 2 理事のうち1名を会長とし、このほか、理事のうちから副会長及び常務理事を置く。
- 3 会長はこの会を総理し、この会の会務をとりまとめる。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 5 常務理事は、この会の業務を分担執行する。
- 6 理事は、役員会を構成し、この会の運営を審議するとともに会務にあたる。
- 7 監事は、この会の運営及び会計を監査する。

（役員の任期）

第8条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。補欠により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

（役員の選任）

第9条 役員は、正会員の互選により、総会において選任する。

（会議）

第10条 会議は総会及び役員会とする。

- 2 総会は、正会員をもって構成するものとする。
- 3 会議は会長が招集する。
- 4 定期総会は年1回、役員会は必要に応じてこれを開く。
- 5 役員会は会長、副会長、常務理事及び理事をもつて構成するものとする。
- 6 会議の議長は、その会議において、出席した構成員の中から選出する。
- 7 会議の議事については、議事録を作成し、正会員の出席者2名が署名する。

（会議の決議）

第11条 会議の決議は、会議の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数の場合は議長の決するところによる。

- 2 やむを得ない理由により会議に出席できない正会員は、あらかじめ通知のあった事項につき書面又は正会員である代理人によって議決権を行使することができる。
- 3 書面又は代理人によって議決権を行使する正会員は、会議の出席者とみなす。
- 4 会議は書面により開催することができる。

(特別顧問等)

第12条 この会に特別顧問、顧問及び参与を置くことができる。

2 特別顧問は、役員会の議決により選任する。

3 顧問及び参与は正会員とし、選任方法等については第6条の規定を適用する。

4 特別顧問は会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。ただし、会議における議決権は有しない。

(経費)

第13条 この会の経費に関することは役員会で定める。

2 経費は会費、寄付金、補助金その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第14条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(決算報告)

第15条 この会の収支決算は毎年総会において報告するものとする。

(事務局)

第16条 この会に、この会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(規約の改正)

第17条 この規約は総会において改正するものとする。

附則

この規約は令和3年8月26日より施行する。

附則

この規約の改正は令和5年4月1日より施行する。

附則

この規約の改正は令和6年4月1日より施行する。

附則

この規約の改正は令和7年4月1日より施行する。